

名古屋市公報	令和 2年 2月19日 第41号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目	次	ページ
告 示	示	
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について （環境・地域環境対策課）	（第66号）	4
○ 名古屋市土原土地地区画整理組合の事業計画の変更認可 （住都・市街地整備課）	（第67号）	5
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定に関する告示の一部改正 （財政・税制課）	（第68号）	6
○ 名古屋市議会定例会の招集について （総務・総務課）	（第69号）	8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による介護機関の指定 （健福・保護課）	（第70号）	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止 （健福・保護課）	（第71号）	10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の廃止 （健福・保護課）	（第72号）	12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更 （健福・保護課）	（第73号）	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の休止 （健福・保護課）	（第74号）	19
○ たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について （消防・規制課）	（第75号）	20
教 育 委 員 会 規 則		
○ 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則	（第2号）	22
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	（第7号）	25
公 告		
○ 農業委員会総会の開催公告 （農業委員会）		31

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則（第 2号）

1 改正内容

博物館資料の複写の手数料の額を改定します。（別表第 4及び第 6号様式関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

名古屋市告示第66号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当します。

令和 2年 2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区大江町 2番15の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第67号

名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

令和 2年 2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市土原土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市天白区土原一丁目 149番地
- 3 設立認可の年月日
平成21年 4月24日
- 4 変更の内容
事業施行期間を令和 4年 3月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
令和 2年 2月10日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第68号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成20年名古屋市告示第 567 号等の一部を次のように改正します。

令和 2 年 2 月 10 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 平成20年名古屋市告示第 567 号

表中

「

社会福祉法人エゼル福祉会	名古屋市西区中小田井二丁目 431 番地
--------------	----------------------

」

を

「

社会福祉法人エゼル福祉会	名古屋市西区歌里町 147 番地
--------------	------------------

」

に、

「

社会福祉法人紫水会	名古屋市中川区富永四丁目 266 番地
-----------	---------------------

」

を

「

社会福祉法人紫水会	名古屋市北区名城三丁目 2 番12号
-----------	--------------------

」

に改める。

2 平成21年名古屋市告示第 8 号

表中

「

社会福祉法人名古屋市緑区社会福祉協議会	名古屋市緑区鹿山二丁目 1 番地の 5
---------------------	---------------------

」

を

「

社会福祉法人名古屋市緑区社会福祉協議会	名古屋市緑区鳴子町 1 丁目 7 番地の 1
---------------------	------------------------

」

に改める。

3 平成25年名古屋市告示第 587 号

表中

「

特定非営利活動法人ポパイ	名古屋市北区長喜町 3 丁目 5 番地の 2
--------------	------------------------

を

」

「

特定非営利活動法人ポパイ	名古屋市北区志賀南通 2 丁目 51 番地
--------------	-----------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第69号

名古屋市議会定例会の招集について

令和2年2月19日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和2年2月12日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第70号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
クリニックかけはし	名古屋市中村区稲葉地町 2丁目16番 地の 8	令和元年 12月 1日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
つかさ歯科	名古屋市北区志賀本通 1丁目21番地	令和元年 11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第71号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ひがみ内科	名古屋市緑区東神の倉三丁目 511番地	令和元年 12月31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ひがみ内科	名古屋市緑区東神の倉三丁目 511番地	令和元年 12月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
めいてつ調剤薬局神宮駅 店	名古屋市熱田区三本松町18番 1号	令和元年 10月31日
ひがみ内科	名古屋市緑区東神の倉三丁目 511番 地	令和元年 12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第72号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ケアネット・ジャパ ン 名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	らいふさぽーと「遊」 名古屋市千種区東山通 1丁目 34番地	令和元年 10月 1日

2 通所介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ケアネット・ジャパ	ケアネットホーム尾頭橋デイ	令和元年

ン 名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	サービスセンター歌音 名古屋市中川区尾頭橋三丁目 15番13号	10月 1日
----------------------------	---------------------------------------	--------

3 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ケアネット・ジャパン 名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	ケアネットホーム尾頭橋 名古屋市中川区尾頭橋三丁目 15番13号	令和元年 10月 1日

4 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ケアネット・ジャパン 名古屋市中川区高畑三丁目 213番地	ケアネットホーム白金 名古屋市昭和区白金一丁目20 番 3号	令和元年 10月 1日

5 居宅介護支援

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
有限会社丸八介護サービス 名古屋市中村区西米野町 1丁 目76番地の 6	ケアプランせんなり 名古屋市中村区千成通 2丁目 47番地の 1	令和元年 10月 31日
社会福祉法人八事福祉会 名古屋市中村区大坪二丁目 801番地	八事苑 名古屋市中村区大坪二丁目 801番地	令和元年 10月 31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第73号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社グッドケアソリューション
介護事業者の所在地		名古屋市緑区桶狭間1501番地
介護事業所の名称		ケアステーションあかり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区有松三丁山 609番地
	新	名古屋市緑区桶狭間3814番地
変更年月日		令和元年10月 1日

介護事業者の名称		株式会社ML S
介護事業者の所在地		名古屋市天白区菅田一丁目2802番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションML S
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区元八事三丁目93番地

地	新	名古屋市天白区菅田一丁目2802番地
変 更 年 月 日	平成30年10月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	うえだ皮フ科内科クリニック
	新	うえだ皮膚科内科高杉院
介護事業所の所在地	名古屋市中川区高杉町34番地	
変 更 年 月 日	令和元年11月11日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	うえだ皮フ科内科クリニック
	新	うえだ皮膚科内科高杉院
介護事業所の所在地	名古屋市中川区高杉町34番地	
変 更 年 月 日	令和元年11月11日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	うえだ皮フ科内科クリニック
	新	うえだ皮膚科内科高杉院
介護事業所の所在地	名古屋市中川区高杉町34番地	
変 更 年 月 日	令和元年11月11日	

5 通所介護

介護事業者の名称	医療法人愛希会	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区梅森坂三丁目5201番地	
介護事業所の名称	デイサービスセンターそれいゆ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区梅森坂三丁目 715番地
	新	名古屋市名東区梅森坂三丁目5201番地
変 更 年 月 日	平成21年 8月22日	

6 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称	旧	株式会社さくらんぼ
	新	株式会社野々山住設さくらんぼ
介護事業者の所在地		名古屋市中川区宗円町 2丁目23番地
介護事業所の名称	旧	株式会社さくらんぼ
	新	さくらんぼ
介護事業所の所在地		名古屋市中川区宗円町 2丁目23番地
変 更 年 月 日		令和元年10月 1日

7 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		アサヒサンクリー株式会社
介護事業者の所在地		静岡県静岡市葵区十丁目 8番地の 1
介護事業所の名称	旧	アサヒサンクリー在宅介護センター堀田
	新	アサヒサンクリーケアプランセンター瑞穂
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区惣作町 1丁目14番地の 2
	新	名古屋市瑞穂区上坂町 1丁目19番地の 1
変 更 年 月 日		令和元年11月 1日

8 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	旧	株式会社さくらんぼ
	新	株式会社野々山住設さくらんぼ
介護事業者の所在地		名古屋市中川区宗円町 2丁目23番地
介護事業所の名称	旧	株式会社さくらんぼ
	新	さくらんぼ
介護事業所の所在地		名古屋市中川区宗円町 2丁目23番地
変 更 年 月 日		令和元年10月 1日

9 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社グッドケアソリューション
----------	------------------

介護事業者の所在地		名古屋市緑区桶狭間1501番地
介護事業所の名称		ケアステーションあかり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区有松三丁山 609番地
	新	名古屋市緑区桶狭間3814番地
変更年月日		令和元年10月 1日

介護事業者の名称		株式会社ML S
介護事業者の所在地		名古屋市天白区菅田一丁目2802番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションML S
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区元八事三丁目93番地
	新	名古屋市天白区菅田一丁目2802番地
変更年月日		平成30年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第74号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	休止年月 日
株式会社宮川工務店 名古屋市守山区大永寺町 129 番地	訪問看護咲花 名古屋市守山区大永寺町 129 番地	令和元年 11月 7日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第75号

たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について

消防法（昭和23年法律第 186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙を禁止する区域及びその期間を次のように定めます。

令和 2年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 たき火又は喫煙を禁止する区域

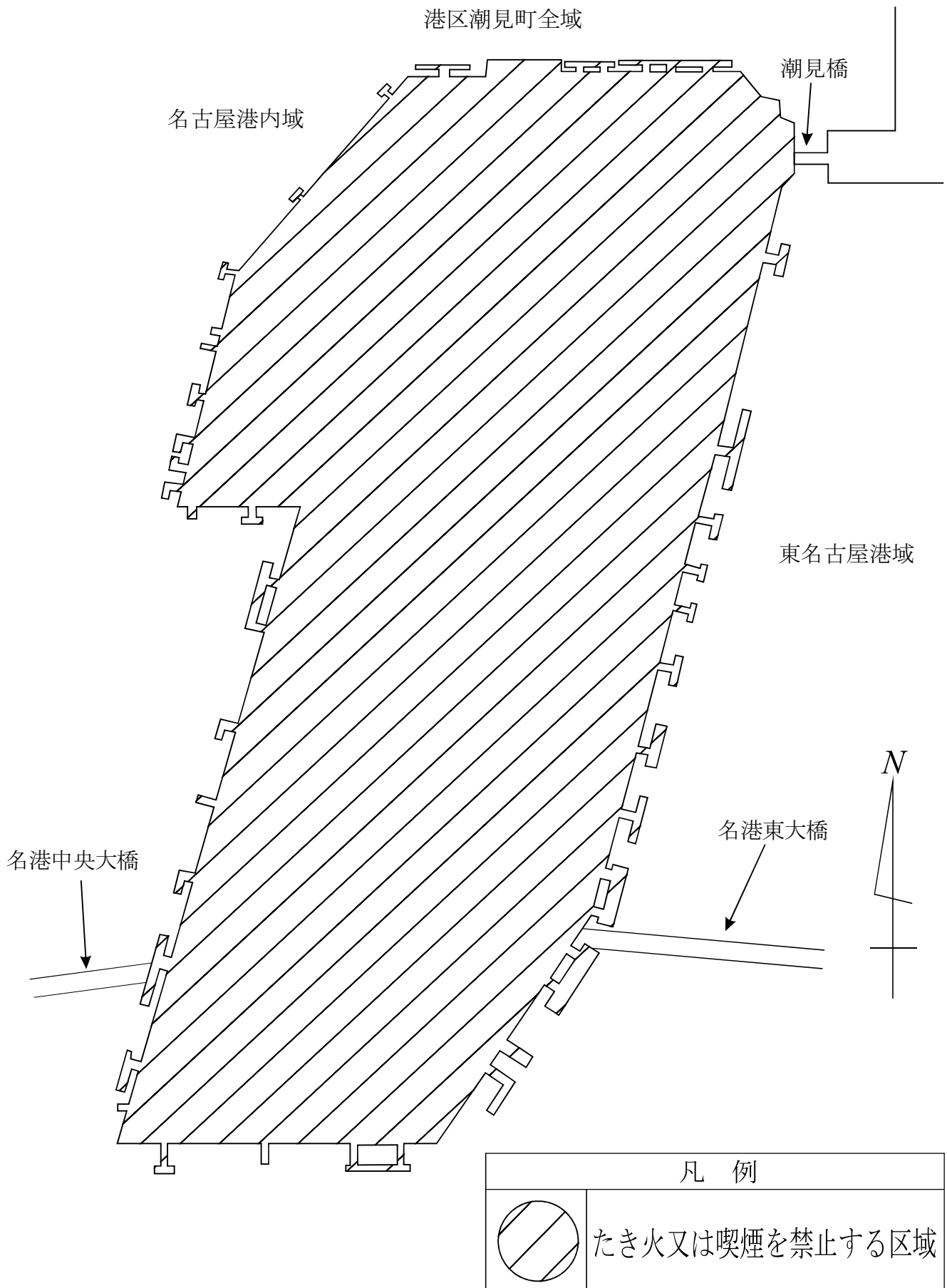
別図に示す港区潮見町全域。ただし、たき火又は喫煙のための施設のある場所を除く。

2 たき火又は喫煙を禁止する期間

令和 2年 3月 1日から令和 3年 2月28日まで

名古屋市消防局予防部規制課

別 図



名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 12 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 2 号

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 （第23条関係）

区分	手数料の額
複写用紙（モノクローム） 1 枚につき	30円
複写用紙（カラー） 1 枚につき	60円
印画紙（モノクローム） 1 枚につき	30円

第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式

		※ 受付 番号		第	号
名古屋市博物館博物館資料複写申込書					
年 月 日 (宛先) 名古屋市教育委員会 (申込者) 住 所 (団体は主な事務所の所在地及び名称) 氏 名 (団体は代表者氏名) 電 話 自宅 (団体は主な事務所) 勤務先 次のとおり博物館資料の複写を申し込みます。					
複 写 年 月 日		年 月 日			
複 写 の 目 的					
分 類 番 号	整 理 番 号	資 料 名	ペ ー ジ	枚 数	
				枚	
手 数 料	モノクローム	30円× 枚＝ 円	計 円		
	カラー	60円× 枚＝ 円			
	印画紙 (モノクローム)	30円× 枚＝ 円			
そ の 他					

注 ※印の欄は、記入の必要がありません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市博物館条例施行規則別表第 4 の規定は、施行日以後に申込みがあった複写に係る手数料から適用し、施行日前に申込みがあった複写に係る手数料については、なお従前の例による。

名古屋市上下水道局告示第7号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和2年2月14日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月13日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和2年3月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	江松三丁目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	江松四丁目		〃	〃
港区	稲永三丁目		〃	港区宝神四丁目 名古屋市上下水道局 宝神水処理センター
	七島二丁目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
緑区	大高町	柿ノ木峡 北 炭焼 下西峡 銭瓶谷 南 休 洞之腰	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

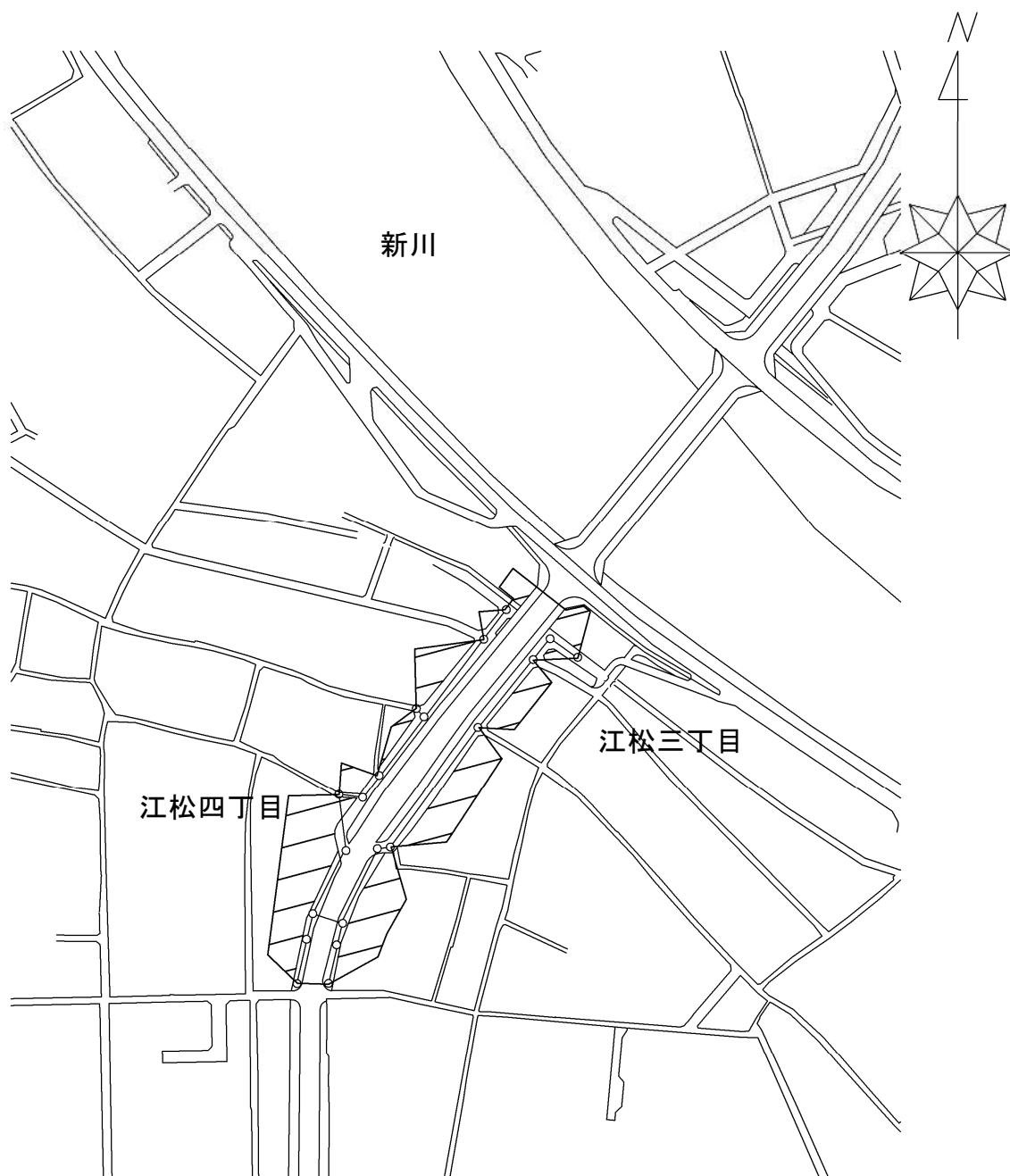
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区 港区（稲永三丁目）
分流式	港区（七島二丁目） 緑区

排水施設の位置図

中川区（合流式）



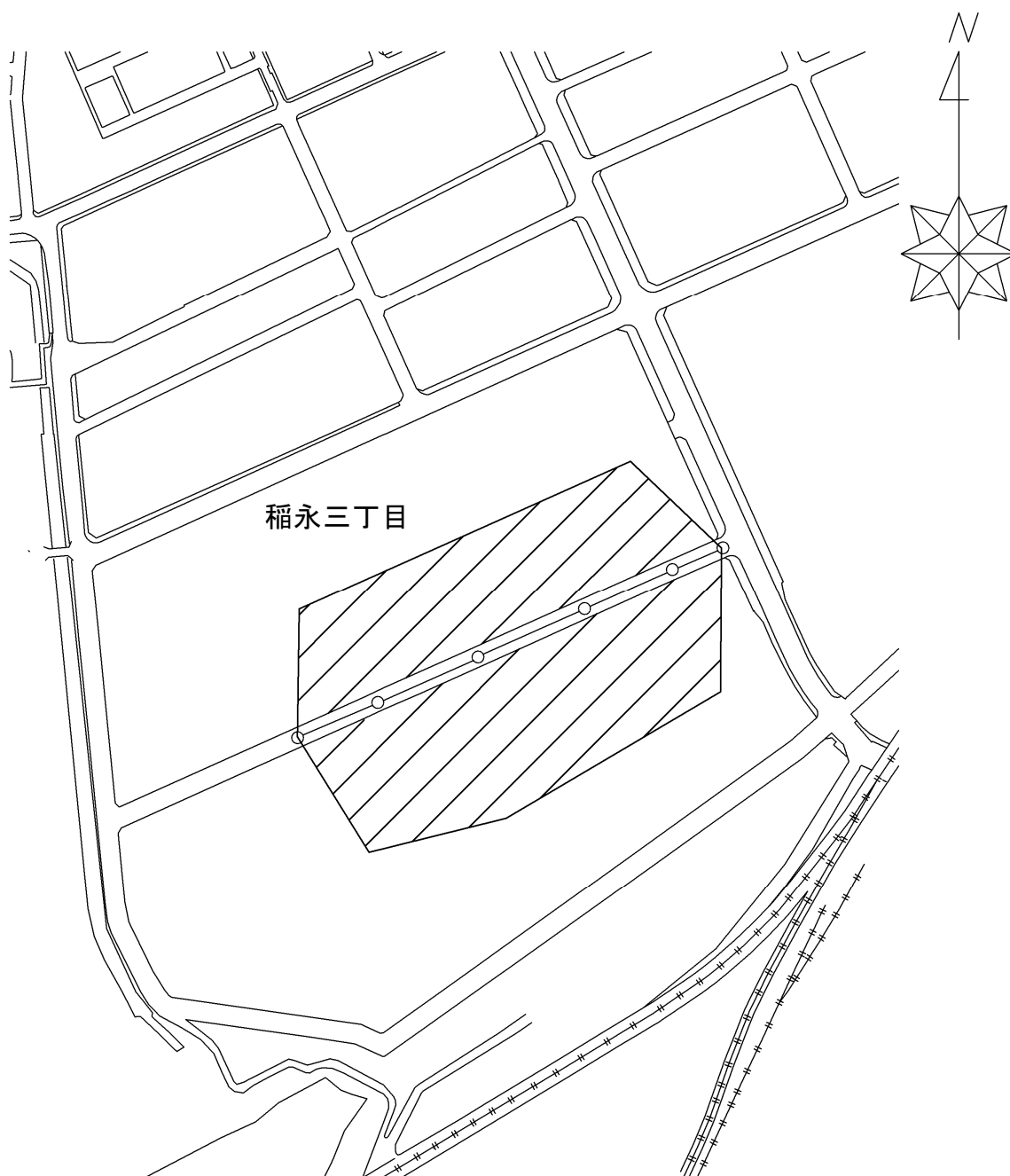
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（合流式）



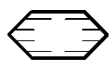
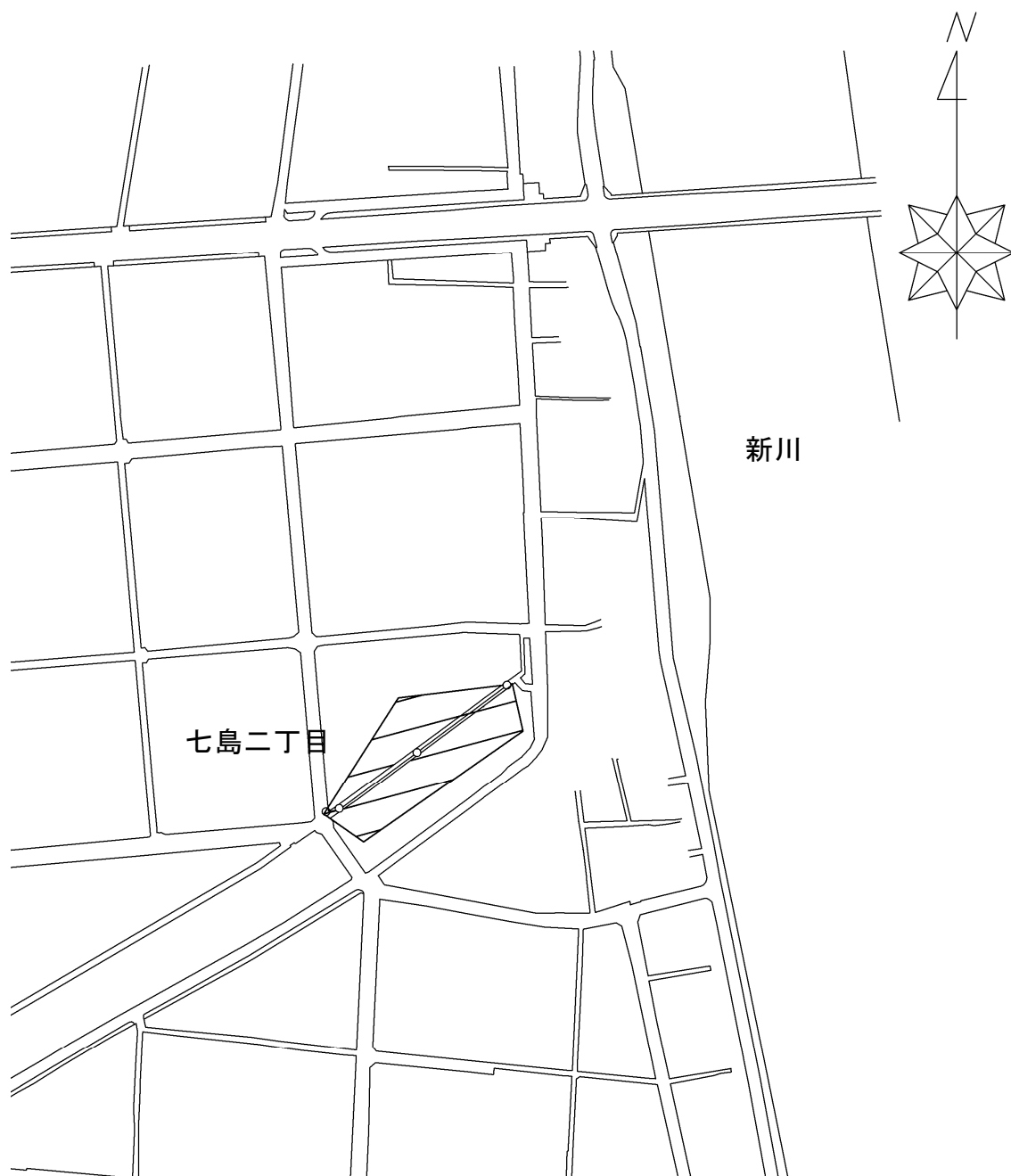
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）



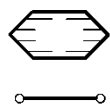
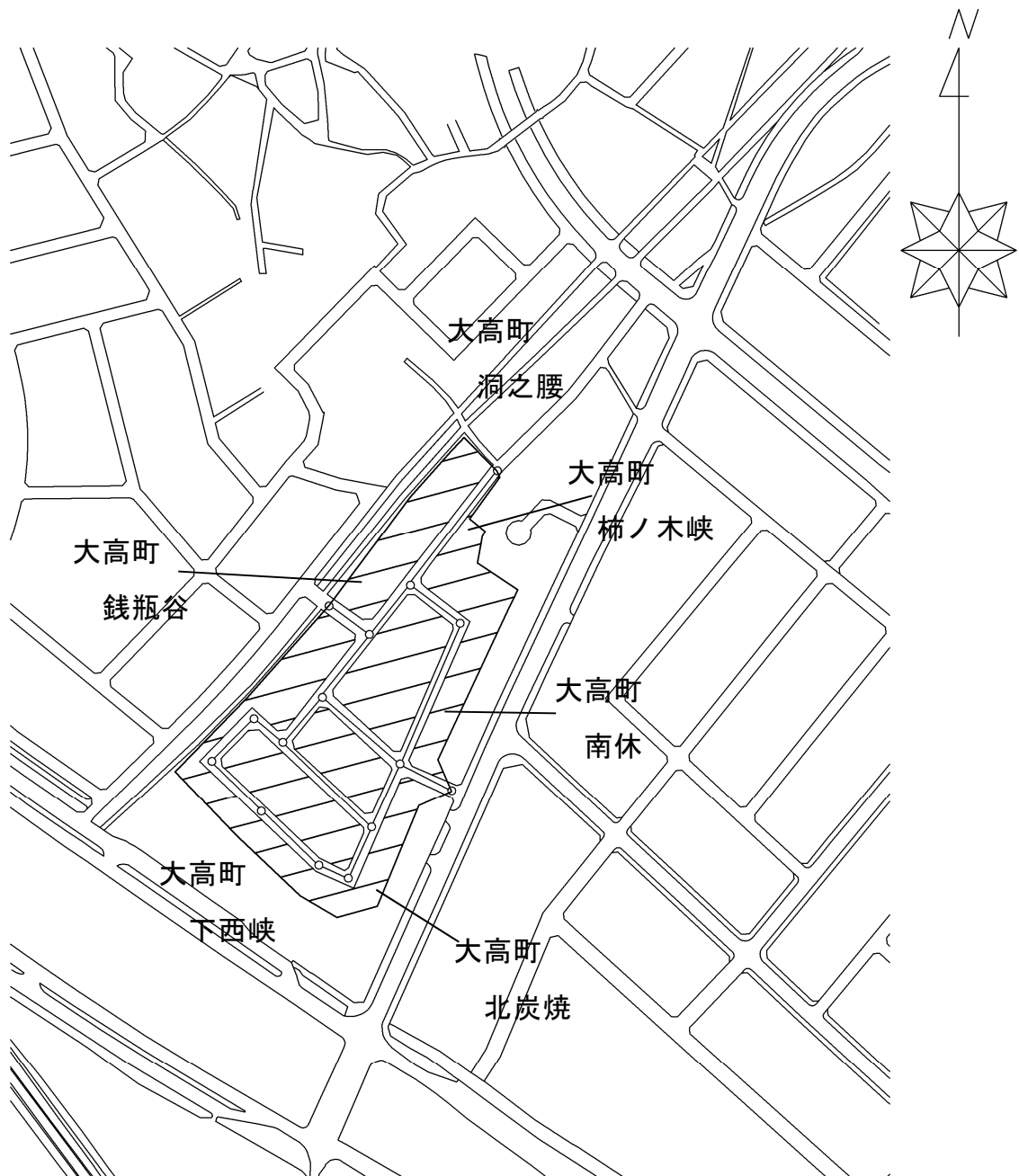
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年 2月14日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年 2月20日（木）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第10号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第11号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第12号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第13号議案 贈与税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第14号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 2 年 2 月 14 日懲戒処分に付した。

令和 2 年 2 月 14 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
環境局技士	減給10分の 1 6 日	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号
住宅都市局係長	戒告	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号
守山区係長	停職 1 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号